

高価な趣味に対する補償と責任

福間 聡*

—目次—

序論 高価な趣味と障害の区別の曖昧さ

- 1 社会的基本財の平等
- 2 包括的な資源の平等
- 3 機会の平等と厚生 of 平等の結合
- 4 利益への平等のアクセス
- 5 厚生 of 平等 再批判
- 6 実践的平等

結論

序論 高価な趣味と障害の区別の曖昧さ

本稿の目的は英語圏を中心とする現代規範倫理学における平等論にあって「高価な趣味 (expensive taste)」の問題がどのように位置付けられ、それに対する補償と責任がどのような観点から論じられているのかを検討することにある¹。

二人の人物 (AさんとBさん) を想像してみよう。もしもわれわれが、今までの社会の諸様態や諸事情を全て考慮に入れた上で、新たに人びとの間での平等化を推し進めるといふ目的を持った為政者であるとするならば、彼らをどのように取り扱うべきなのだろうか。

《例1》牛乳、パン、豆という質素な食事で満足しているAさんという人物と、高価なワ

インと風変わりな食事無しでは生きていけないというBさんという人物がわれわれの社会に存在するケース。

われわれの手元にはあらゆる目的に適う<資源X>が10ユニットあるとしよう。もし人びとの保有する財または資源 (resource) が平等化の対象として特定されているならば、この資源Xは彼らへ等分に分配されることになる (「資源の平等」)。しかし、この5ユニットという資源から質素な生活に慣れたAさんは10uの満足度を得ることができるが、高価な趣味を身に付けているBさんは5ユニットの資源からは2.5uの満足度しかえられないと仮定しよう。もし満足度や効用 (utility) が人びとの平等

* 東北大学大学院文学研究科博士後期課程

¹ 引用は「」で示す。引用文中で「…」は中略を示す。引用文中 □ で括られた部分は筆者の補訳または補足である。文献挙示は □ 内に著者名と発表年、ページを並記し、スラッシュの後の数字は邦訳の頁を示している。文献表は巻末にまとめた。すでに邦訳のある書物は、その訳文を利用したが、訳語や文体上の理由から訳し変えた場合もある。

化の対象であり、個人間の暮らし向き (well-being) を比較する基準としても用いられるならば、AさんはBさんよりも4倍豊かであることになってしまおう。彼らが満足度で平等に扱われるためには、Aさんには2ユニット、Bさんには8ユニットの資源を与えなければならなくなろう (「厚生 of 平等」)²。

しかし、このような取り扱いはわれわれの社会通念に反するものであるのかもしれない。なぜBさんの高価な趣味を満足させるために、質素な食事で暮らしているAさんから3ユニットの資源を移転させ、Bさんのコストを彼に負わせなければならぬのか、と。

では、次に以下のような二人を想定してほしい。

《例2》Cさんは生まれつきか、それとも育った環境によるのかは分からないが、暑がりという性質を持ち、他方Dさんは同様に寒がりという性質を有している。同じ気温であっても、彼らを感じる主観的な温度は異なっていると仮定しよう。彼らが同じ暖かさをうるためには、Cさんは毛布一枚でよいところ、Dさんは3枚必要とするというケース。

このような場合、われわれは単なる資源の平等な分配ではなく、DさんにはCさんの3倍の資源を与えるべきだと考えるかもしれない。また次の人びとを想定してほしい。

《例3》Eさんの体格は標準よりも小柄であるが、Fさんは標準をかなり上回る体格をしているため、彼らの一日当りに必要とするカロリー量が大きく異なるというケース。

日毎FさんはEさんの二倍の資源を必要とするが、この場合にあってはわれわれはこのような体格差を資源の分配の際に考慮に入れなければならないのではないだろうか。では次のような例にあっては、われわれは如何に考えるだろうか。

《例4》Gさんは正常に機能している胃を持っているため、普通の食事でも消化することができるが、他方Hさんは胃が衰弱しているため消化の良い食事でなければ栄養を得ることができない。彼らが同じ栄養量または効用を

得るためにはGさんには4ユニット、Hさんには6ユニットの資源を費やさなければならないというケース。

この場合は、われわれは不平等な資源の分配という処置を致し方ない、または正当な取り扱いであるともみなすかも知れない。では先の例1で示したBさんとこのHさんとではどのような点で異なっているとわれわれは考えたために、二人に対する判断に差異が生じたのだろうか。

BさんとHさんは二人とも、一定量の資源から一般の人びとよりも少ない効用しか得られないという点では同じである。異なるのは、Bさんは<高価な趣味 (expensive taste)>によって、Hさんは<身体的な障害 (disability)>によってこのような不利益を受けているとするわれわれの直観ないしは想定であるだろう。

自己の趣味や選好 (preference) に対しては責任を負うべきだが、障害 (handicap) に対してはわれわれの責任は免じられるべきとする思考法が、このような想定において働いていると思われる。しかしなぜ選好や趣味に対しては責任を負わなければならない一方、障害に対しては責任を取らなくともよいと考えられているのだろうか。また何を基準としてわれわれは障害と高価な趣味を区別しているのだろうか。

例1は趣味による違い、例2、3は体質や体格による差異、例4は障害がある者とそうでない者という区別をわれわれは付けている。例2、3にあって、DさんやFさんのような人に対して単なる資源の平等な分配では不十分であるとわれわれは考える時、この判断において働いているのはどのような思考法なのだろうか。

われわれが有する一般的な責任観として、自分が選択したこと、または自己のコントロール下にあったことには責任が課されるべきであるが、選択できなかったこと、または自己のコントロール下に無かったことに対しては責任が免除されるべきであるとする考え方がある。生まれついたり、または温かい環境で育ったことによって形成された寒がりという性質は、本人の意志で選択された事柄ではないので、Dさんにこのことについての責任を負わせるのは不合理であるとわれわれは考えているのだろう

² welfare とは様々な意味を持つタームであり、幸福 (安楽、健康、快適) な生活 (または暮らし向き) や、幸福、福祉、福利、繁栄という諸概念を表しているが、この翻訳された概念自体が日本語において定義が困難な概念群でもある。本稿にあっては welfare の訳語として基本的に「厚生」を当てるが、文脈に応じて言葉を補ってゆく。

か。では、Bさんは裕福な家に生まれついたため、幼い頃から贅沢な料理に慣れ親しんできたことによって高価な趣味を身につけたのかもしれないと想定される場合、DさんとBさんとはどのような点で違いがあるとわれわれは考えるのだろうか。またHさんは長年の暴飲暴食のために胃を壊したのかもしれない。ならば、Hさんの不摂生が彼の選択の結果であるとする、自己の不利益に対して責任を負うべきなのはBさんではなく、Hさんであることになるだろう³。

通常の生活が送れるかどうかで高価な趣味と障害を、すなわち補償の対象（責任の免除の対象）とするかどうかを区別するという方法もある。しかしBさんのワイン好きが強迫神経症的なものであって、一日一回は高価なワインを飲まなければ死んでしまうという想念が彼を苦しめ、生活に支障をきたしているならば、彼の趣味は障害と見なされるべきなのだろうか。

平等を政策的に推し進める場合、画一的に人びとを平等に取り扱う (equal treatment) のではなく、個人間における差異を認めた上で「平等なものとして取り扱うこと (treatment as equals)」がその目的になると思われる。しかしその場合、平等化の対象は何であり、どのような基準で個人間の暮らし向きの比較を行うのか、どのような事柄に対しては個人は責任を負うべきなのかを定義し、個人間の差異として考慮すべきものとすべきではないものを区別する必要があるだろう。

J. ロールズはその著『正義論』において、そのひとの選択の結果とはみなすことができない生ま

れによる能力不足や社会的環境に由来する不利益に対しては、彼の責任は阻却されるべきであるという平等論を打ち出した [Rawls 1971]。ロールズは平等化されるべき対象とは「社会的基本財 (social primary goods)」であり、各個人の暮らし向きの比較はこの基本財の指標によって定義される「期待 (expectation)」に基づいて測定されなければならないと論じている [Rawls 1971:92/71f]。このような彼の主張は個人間の比較を効用 (utility) に基づいて行う功利主義に対する批判から生じたものである。「高価な趣味」とはロールズが効用に基づく個人間比較と平等化から生じてしまう不合理さを論証するために持ち出した問題設定の一つであるが⁴、この問題にうまく対処できているかどうか、各論者が提示する平等論の一つの試金石ではないかと思われる。

以下の節では平等化の対象を社会的基本財であるとするロールズと、資源 (resource) であるとする R. ドゥウォーキンの「高価な趣味」の取り扱いを検討した上で (第一、二節)、分析派マルクス主義の立場から厚生 (welfare) や利益 (advantage) への機会を平等化の対象とする理論を展開している R.J. アーネスと G.A. コーエンの「資源の平等」に対する批判と「高価な趣味」への対応をみて行く (第三、四節)。また、個人の選択を過度に重視した彼らの平等論に対しては、N. ダニエルズからの再批判が提起されている (第五節)。最後に、最も実践的な平等論を展開していると思われる J.E. ローマの平等論を上述の各論者の理論を総括するために、俎上に載せる (第六節)。

1 社会的基本財の平等

ロールズが分配の対象、または個人間の比較の基準として主張した「社会的基本財」とは、合理的な個人であるならば、そのひとがどのような人生計画を抱いているとしても欲すると想定される財の集合概念である [Rawls 1971:62/49; 92/71f]。これには権利、自由、機会、収入と富、そして自尊の基

礎等が含まれる。権利と自由は彼が提起した正義の第一原理によって、その他は正義の第二原理によって分配されるが、最も主要な基本財である「収入と富」は第二原理の中の、特に「格差原理 (difference principle)」と名付けられる原理によって、社会において最も恵まれない者が最大の便益 (benefit) を

³ また、Fさんはある目的のために自己の自発的な選択から自分の身体を常人以上に形成することをおこなったと想定される場合、彼の大きな体は「高価な趣味」に帰因するものとして、彼はこのことから生じる不利益に対して責任を負わなければならないのだろうか。

⁴ 功利主義を批判するためにロールズは、他人を冷遇し、自分に従属させることによって満足を得るような「攻撃的嗜好 (offensive taste)」をもう一つの問題設定として挙げている [Rawls 1971:30f/22]。

⁵ 正義の二原理についての詳細な解説は [川本 1997:290f] を参照。

得られるように分配される⁵。

しかしこのようなロールズの平等論に対して、基本財という同一の指標と格差原理に基づく収入や富の分配によっては、「特別な医療や健康上のニーズ、そして人びとの間での選好の多様性」に適切に対処することができないのではないかという批判が、新厚生経済学者⁶ K.J. アローから提起された [Arrow 1973:253f/161f]。医療を必要とする度合いは個人個人で異なる点に、また相異なる趣味や選好を満足させるための費用も個人間で均一ではないことに対処できるように、経済学者の効用関数 (utility function) は設計されている。しかし収入や財のみに依拠した格差原理ではこのような個人間の差異を正当に考慮することができないのではないか、という点にアローの批判の眼目がある。

このアローの批判に対してロールズは、特別な医療や健康上のニーズに関しては社会的な基本財という指標だけでは不十分であることを認めている [Rawls 1982:168; 1999:368f]。しかし趣味や選好に基づく批判に対しては上述の《例1》を示して、「高価な趣味に便宜をはかることができないという理由は、社会的な基本財を用いることに対する批判にはならない」 [Rawls 1982:168; 1999:369] と述べている。

「道徳的人格として市民は、自分たちの最終目的や選好を部分的に形成し、養っている。……[しかし] このような人格に対して自分たちの選好に責任を取らせ、できるだけうまく折り合っていくことを要求するのは、…不当であると主張する者がいるに違いない。だがこのような主張をするのは、市民の選好は単に偶々生じた性癖や欲求として、彼らのコントロールを超えていると想定していることによると思われる。市民を欲求の受動的な保有者と思わしていることによると思われる。しかしながら、[わたしが] 基本財を用いるのは自分の目的に対する責任を引き受ける [市民の] 能力を信頼しているからである。……正義の諸原理は市民を己れの目的に対して責任を負うものとみなすのである。」 [Rawls 1982:168f; 1999:369]

ロールズが社会的な基本財に基づく期待を個人間比較の尺度とし、これらに依拠した平等論を擁護する背景には、「責任の社会的分業 (social division of responsibility)」と彼が名付ける構想が存在してい

る。市民の集合体としての社会は、全ての人びとに対して平等な基本的自由と機会の公正な平等を維持し、その他の基本財の公正な保有を供給するという責任を受け入れている。他方、個人としての市民は、彼らの現状と予見しうる状況を踏まえて、彼らが期待できる社会的な基本財の観点から自分の目的と願望の対象 (aspiration) を修正し、調整するという責任を受け入れている。この責任の社会的区分という構想は、社会的な基本財の使用に関しては自分の目的に責任を負い、自分たちの社会制度に過度な要求を主張しないという人びとの節度ある能力を信頼することによって成り立ちうる [Rawls 1982:170; 1999:371]。この構想のためには、ある個人が有する高価な趣味のような不合理な要求から、社会的な基本財に対する他の市民の正当な要求は保護されなければならない、とロールズは考えているのである。

このようなロールズの立論の背景には彼の社会像と人格概念が大きなウェイトを占めている。彼は人びとは幸福な人生の内容を自ら規定する能力 (善の構想を立てる能力) を持っているという点で自由であり、同時に社会生活を営む上で公に認められた正義原理に従う能力 (正義感覚) を全員が等しく備えている点で平等であるという人格概念を採用している。また、このようなく自由かつ平等な道徳的人格が社会を構成しているというカント的な社会像 (well-ordered society) を理論の前提としている。「己れの合理的な利益や善の構想を形成または修正し、そして道理をわきまえて追求しうる」 [Rawls 1996:19] という自由な能力を各人は有しているため、平等に分配された社会的な基本財を用いた帰結に対しては、個々人が責任を負わなければならないとロールズは考えているように思われる。しかし、このように純化された人格概念に彼の理論は立脚しているため、障害や高価な趣味を有している人びとを適切に掬い上げることができていないことも事実であろう。したがってロールズの社会理論にあっては、例1から4の人びとの差異は考慮すべき対象ではないことになる。

ロールズと同じく効用や厚生ではなく、このような資源の平等な分配を擁護する強力な論者として R. ドゥウォーキンが存在する。果たして彼はどのような仕方で「高価な趣味」の問題を取り扱っているのだろうか。

⁶ 新厚生経済学 (new welfare economics) とは効用の基数性と個人間比較の可能性とを認めない序数論的功利主義の立場に立つ経済学である。個人間の効用を比較できるという A.C. ピグーの厚生経済学を批判し、できるだけ受け入れられやすい価値判断だけに基づいて、経済厚生を最大化を考えるのが新厚生経済学の特徴である。すなわち、他の人の効用を減らすことなしには、だれの効用をも増加しえない状態をその社会の最適状態とする基準 (パレート最適) を採用するものであり、この結果、所得分配の問題が切り離され、資源配分の問題だけが取り扱われることになった。

2 包括的な資源の平等

R. ドゥウォーキン⁷は二つの論文 [Dworkin 1981] において、「厚生⁸の平等」と「資源の平等」⁷とを比較検討し、どちらの平等化がより正当で、妥当な帰結を導くのかを考察している。彼は「厚生⁸の平等」を様々な形で批判しているが、この平等化に対する「最も顕著な反証であるのは高価な趣味の問題である」[Dworkin 1981:228]と指摘している。ビールに対する趣味を持つ者とシャンペンに対する趣味を持つ者が同じレベルの厚生(満足度)を達成するためには、後者は前者よりもより多くの財を必要とする。それゆえ「厚生⁸の平等」はシャンペンに対する趣味を持つ者に対して更なる収入を支給することを奨励することになるが、この事態はわれわれの直観に反するのではないかと、という見地からドゥウォーキンの批判は構成されている。

もちろんドゥウォーキンは高価な趣味であっても、意図的に獲得された趣味と性格や人格のような生まれつきの欲求や社会的に課された趣味とは区別しうることを認めている。しかしこのような趣味は「信念」—どのような人生が全体的に見てより幸福であるのかについての信念—のようなそれ自体は養うことも選択することもできない事柄に対する反応として形成されたという点を加味するならば、この区別は重要なものではなくなる、と述べている [Dworkin 1981:232]。高価な趣味は選択したのではないこのような信念に基づいて、屢々培われるのかもしれない。しかしどのような生を送るべきかに関する信念を選択できないことは事実であるかもしれないが、人びとは「この信念に従ってどの程度行為するかに関しては選択できる」[Dworkin 1981:237]ため、自分の趣味や熱望(ambition)を高価なものにしてしまったことに対してひとは責任を負わなければならない、と彼は考えている。

ドゥウォーキンは自己が選択した、または自己のコントロール下にあった事柄に対してひとは責任を負うべきだという伝統的な責任観に基づいて責任を論じているように思われる。序論で示したよ

うに、高価な趣味と障害は一定量の資源から一般の人びとよりも少ない効用(厚生)しか得られないという点では同じであるが、前者は選択の結果であり、後者は選択されたものではないという見解を彼は示している。すなわち、ひとの「人格(person)」と「環境(circumstance)」とは区別できるのであって、趣味や熱望(ambition)は彼の人格に属するが、他方肉体的・精神的能力は彼の環境に割り当てられる [Dworkin 1981:302]。この区分に基づいてドゥウォーキンは、環境は選択できない事柄であり、これが不足している場合は補償されなければならないが、人格はそのひとの選択によって形成される対象であるため、高価な趣味や激しい熱望を獲得した者はこのことに対する責任を引き受けなければならない、と論じているのである⁸。

「資源の平等」を論じる際、ひとの肉体的・精神的能力とは彼の「資源」であるとドゥウォーキンはみなしている。なぜなら能力は物質的資源と一緒に用いられ、能力が優れていればいるほど、その人が有している資源の価値も高まるからである。したがって「障害を持って生まれた人はそうでないひとよりも資源においてより少ない仕方⁹で生をはじめること[または送ること]になるため」[Dworkin 1981:300]、「資源の平等」の観点からは彼に対して補償することが可能になるのである。

このようにロールズとドゥウォーキンは「高価な趣味」をコントロール可能なもの、彼が責任を負うべきものとする立場から、基本財または資源の平等を論じている。しかし高価な趣味とされるものを全て、そのひとの選択の結果であり、コントロール下にあったものと、すなわち責任を負うべきものとする想定は正当なものであるのだろうか。このような批判が分析派マルクス主義(analytical Marxism)と名付けられる人びとから提起されている。彼らの批判は平等化の対象として財や資源にのみ注目する分配理論に対する批判にもなっている。次に彼らの平等論をみてゆこう。

3 機会の平等と厚生⁸の平等の結合

⁷ ドゥウォーキンの資源の平等論についての全体的な解説は [高増 1999:144ff,164ff] を参照。

⁸ ドゥウォーキンのこの二分法についての詳しい解説は [竹内 1996:21f] を参照。

人びとは彼らの有する資源の分け前や個人的な性格、そしておそらく彼らが置かれている環境を考慮に入れて、自分たちの趣味や選好を形成し、あるいは修正しているのであるから、これらに対して責任を負うべきであるというのがロールズやドゥウォーキンの「高価な趣味」に対する返答であると思われる。したがって、「各人が達成する全体的な選好充足 (preference satisfaction) のレベルは個人の責任に関わる事柄であり、社会的な問題ではない」[Arneson 1989:79] と彼らは考えている。このようなロールズ＝ドゥウォーキン流の趣味や選好に対する責任論に対して R.J. アーネソンは「われわれは自分の選好に対して責任を有すという主張は曖昧である」という批判を提起している [Arneson 1989:79]。すなわち二人の主張はコントロール条件に基づく責任観を前提にしていると思われる、というのである。しかし、とアーネソンはさらに難詰する。この主張の意味していることが、今のような状態にまでわれわれの選好が発達した要因は、完全にわれわれのコントロール内にあるということなのか、それともわれわれの現在の選好は、たとえわれわれのコントロール能力を超えたプロセスによって生じたとしても、今はコントロール内にあるということなのか明確ではない、と。

人びとは他者に押し付けられたものとしてではなく、自己と同一視 (identify) でき、自分自身のもののみならずことのできる根本的な選好 (e.g. 宗教に対する選好) に対しては責任を持つことができる、とわれわれは考えるかもしれない⁹。しかし次の例を考えてもらいたい。アーミッシュ (Amish) のような外界から閉ざされたキリスト教原理主義のコミュニティの中で成長したひとが、この宗教に対する信念を喪失し、都市に移住した。そのとき彼は普通の世俗的な選好を満たすことに困難を感じるかもしれない。この新参者に対する平等な取り扱いと彼を都市の生活に慣れさせるために、資源の平等を超えたさらなる補償を彼に行うことはわれわれの直観に反するだろうか。

アーネソンがここで論じているのは次にことである。自分のものとして肯定でき、自分の自我にとって必要不可欠なものとして同一化できる (または、同一化できた) 選好や価値に責任を負うことが、なぜ分配的平等の名の下でこのような選好に対する補

償を要求することを排除することになるのかが明らかではない [Arneson 1989:80f]。どうしてこのような選好に対して個人的な責任を負うことと、この負担に対して社会的な補償を受けることは両立不可能なのだろうか。

その選好と同一化できるか否かではなく、その選好をひとが自発的な選択によって獲得したのかどうか、高価な趣味に対する責任を論じるにあたっては問題とされなければならないとアーネソンは主張する。それゆえ結果としての厚生の不平等がそのひとの自発的な選択に起因するとき、彼が厚生の平等を要求するのは不適切であることをアーネソンは認めている。しかし選好形成における環境的要因を重視する彼は、このことがいえるためには適切な分配的正義の規範として「厚生に対する平等な機会 (equal opportunity for welfare)」[Arneson 1989:84] がわれわれの自発的な選択を可能にする土俵として前もって与えられていなければならない、と論じている¹⁰。厚生 (良き生) に対する平等な機会が人びとに与えられていなければ、個人の選択によって生じる厚生の差異 (結果) は彼の責任である、ということではできないのである。

また人びとが厚生に対する機会の平等を享受しているといえるのは、彼らの選択の結果至った境遇におけるいかなる現実的な厚生の不平等も、「彼らのコントロールの範囲内にある要因に帰することができる」場合である [Arneson 1989:86]。したがって選択対象が平等に与えられているとしても選択肢についての認識力や、それらの中から合理的に選択する能力、そして選んだ選択肢をやり遂げることを可能にする性格の強さが、ひとによって異なるため、これらの能力が欠けている者に対しては、能力への補填がなされた上での「厚生に対する平等な機会」が確立されなければならないのである。

アーネソンの立論の特色はロールズにあっては「公正な機会均等原理」と「格差原理」として二分されていた分配原理が、彼にあってはより調和した形で一つの原理に統合されている点にある。また「高価な趣味」に関しても、それを自発的に選択し、獲得したのだから責任を負うべきだといえるためには、自分の生をどのように送るのかに関する厚生 (幸福な生) への選択肢が能力に対する補填とともに人びとに平等に分配されていなければならないと

⁹ アーネソンのこの記述における批判の対象は T.M. スキャンロン [Scanlon 1986] である。

¹⁰ アーネソンの「厚生に対する平等な機会」論についての詳細な解説は [竹内 1996:15] を参照。

主張している点にある。個人のコントロールを超えた要因によって形作られた選好や趣味に対しては、

社会的な補償が必要であることを彼は提起しているのである¹¹。

4 利益への平等のアクセス

G.A. コーエンは前節のアーネソンのドゥウォーキン批判を踏まえながら、ドゥウォーキンによる「厚生への平等」に対する反論への正しい応答は「厚生に対する平等な機会」ではなく、「利益への平等なアクセス (equal access to advantage)」[Cohen 1989:907] を提示することであると主張している。彼がいう「利益」とは単に他よりも有利な立場にあるという状態を示すタームではなく、ひとが有している資源の束や、そのひとの厚生のレベルには還元できない「ひとの望ましい状態 (desirable state of the person)」の多元的な集合を意味するタームであり、「アクセス」とは、単なる機会ではなく「そのひとが実際に持っていること」、力を行使しなくても与りうることを表している [Cohen 1993:28]。彼の平等主義 (egalitarianism) にとって根本的なことは、この「利益への平等なアクセス」に基づいて、人びとの運命 (fates) を定めるものとしての「選択と運 (luck)」とを区別し、何に対してひとは責任を負うべきかを別決することにある。このような観点からコーエンはロールズとドゥウォーキンの平等論に対してラディカルな問題提起を投げ掛けている。まずはロールズに対する批判を、次にドゥウォーキンに対する批判をみて行きたい。

ロールズが「高価な趣味」を批判する際に示したことは、このような趣味や選好をわれわれは「部分的に形成し、養っている」ため、それらがもたらす不利益に対しては責任を負わなければならない、ということであった。しかしこのような「責任をもって自分の趣味の形成を支配している (guiding) とする個人像は、ロールズが己れの平等主義を支持する根本的な方法において、[『正義論』の] 他の箇所でも用いている主張と一致させることが困難である」[Cohen 1989:914] とコーエンは指摘している。

ロールズの主張とは「特別の努力は特別の報酬に値しない (deserve)」というものである。なぜなら「ひとが進んでなそうとする努力は彼の自然的な能力

と技能、そして彼に開かれている選択肢によって影響される。他の事情が同じであるならば、よりよい天賦の才能を持つ者は、より一層良心的に努力しように思える…。[それゆえ努力をしたという] 真価 (desert) に報いるという観念は [社会政策としては] 実行不可能」だからである [Rawls 1971:312/238]。ひとが行う努力のみが財の分配を左右するのであってはならないとロールズが唱える理由は、努力するに際しても、そのひとのコントロール下でない社会的な環境という外的な諸要因が影響を及ぼしているため、彼は部分的にしかその努力に寄与していないと考えられるからである。しかし、これと同じ論理は「高価な趣味」の形成についても当て嵌まるのではないのか、というのがコーエンのロールズ批判の要諦である。

「高価な趣味」をひとは「部分的に形成し、養っている」かもしれないが、努力と同様に彼のコントロール下でない外的な要因がその形成に影響を与えていたとも考えることができる。だが、なぜロールズは「努力に対する部分的な負担 (responsibility) は報酬を全く呼び寄せない一方、高価な趣味の形成に対する (単なる) 部分的な責任は完全な不利 (penalty) を呼び起こす」[Cohen 1989:915; 1993:15] と考えているのだろうか。すなわち、ひとが部分的にしか寄与していないと考えられる「努力」に関しては、それがもたらす利益に彼は値しないとす一方、同様にひとが部分的にしか形成していない (とロールズも認めている) とされる「高価な趣味」に関しては、何故か、それから生じる不利益には値する (責任を有する) とするロールズの立論に、コーエンは不一致を読み取っているのである。

コーエンの平等主義の眼目は、過酷な運 (brute luck) が引き起こす本人にとっては非自発的な不利益 (involuntary disadvantage) を軽減することにあるが、この非自発的な不利益とは受難者が責任を

¹¹ このアーネソンの「厚生に対する平等な機会」とは、もちろん規範理論 (normative theory) ではあるが、完全に実現可能な政策目標としてこの構想を提起しているというよりも、このような観点からわれわれの社会を眺めた場合、またはこのような理論と比較した場合、どれほど現実が望ましい状態から逸脱しているかを判断するための規準 (criterion, norm) を提供するものであると思われる。これは次節で説明するコーエンの「利益への平等のアクセス」に関してもいえることである。

負うことができない（または負わなくともよい）不利益を意味している。なぜなら、この不利益は不運によって生じたため、「彼が為した、または為している、または為すかもしれない選択を適切に反映してはいないからである」[Cohen 1989:916]。ドゥウォーキンが能力に対しては、すなわち物質的資源と精神的・肉体的能力における不足に対しては補償されるべきだが、趣味や選好に起因する不足に対しては補償すべきでないと考えている。しかし平等主義的な観点からすれば、高価な趣味を責任を問われないような仕方でも獲得した（または罪なく発展させることを選択した）者と価値ある資源を責任を問われない仕方でも喪失した（または罪なく消費することを選んだ）者との間に道徳的な差異はない。補償すべきか否かの正しい区分は選好と（ドゥウォーキンの意味での）資源との間ではなく、そのひとに責任を問える事柄（彼の選択の結果）と問えない事柄（彼に起こった不運）との間に設けられなければならないのである[Cohen 1989:922]。

自発的に選択したことには責任を負わなければならないという責任観をコーエンも採用している。それゆえ、高価な趣味を持つ者に対してさらなる資金を供給しない理由として、ドゥウォーキンのようにそれが障害ではなく単に高価な趣味であるからという論拠は適切ではない。その高価な趣味が補償の対象にはならない理由として、そのひとが「発展させることを[自発的に]選択した」[Cohen 1989:923]という事由に注目しなければならないのである。

ドゥウォーキンの資源の平等論において、高価な趣味を持つ者は補償の対象ではないが、障害を持つ者は対象となるという主張の基底をなしているのは、「人格（趣味や熱望）」と「環境（肉体的・精神的な能力）」という区分であった。この分類を駆使し、前者を形成しうるもの、後者を形成し得ないものとみなし、さらに前者には選択があったが、後者にはなかったという立論によって、後者における不足は補償されるべきであるという結論を導いている。しかし精神的・肉体的能力にあっても、一部の能力は間違いなく、形成されたものである。選好と

環境のどちら側においても、人びとはあるものを（自分そのものとして）見出し、あるものを形成する。ゆえに「形成されたこと（formedness）に訴えることによって、分配的正義は選好や趣味における変差（variations）を無視すべきだということを説明し得ないのである」[Cohen 1989:929]。人びとは a) 彼らの選択していない資源の分与におけるみならず、b) 彼らの選択していない苦痛や苦悩を感じやすいという性質、そして c) 彼らの選択していない高価な趣味においても不運（unlucky）でありうる[Cohen 1989:932]。ドゥウォーキンのように生産的能力における不足には補償をするが、消費から厚生を引き出す能力における不足には補償をしないとするのは、結果として不合理な対照を導くことになってしまうのである。資源における不幸は補償するが、効用関数における不幸、すなわち高価な趣味を身に付けてしまったことには補償をしないとするドゥウォーキンの立論は全く根拠がないとコーエンは考えている¹²。

ドゥウォーキンは選択と責任の連関に注目し、資源の分配は初期の利益や能力の差異という人びとが選択しえなかったこと（過酷な運 [brute luck]）に基づくのではなく、選好や熱望という人びとが選択した事柄（選択的運 [option luck]）に基づいて行われるべきだという平等論を提起した。彼は「仮想的保険市場メカニズム」という概念装置を用いて、過酷な運（能力の差異）の問題を選択的運（選好の差異）の問題に置き換えたが¹³、コーエンは選好や熱望にあっても選択できないもの（過酷な運）があり、単に選好に起因する不利益であるという理由では高価な趣味を持っている者に対して補償をしない根拠には成り得ないことを指摘している。障害は選択の結果ではないから補償するが、選好や趣味は選択の結果であるので補償をする必要はないとする責任論は、選択の有無のみで捉えており、選択が<程度の問題>であることに重きを置いていない。平等主義的な補償はそのひとに生じた不利益が、どの程度、かれの純粋な選択を反映していないのかを示めさなければならないのである。

¹² また、ドゥウォーキンは障害を持つ者に対する補償について論じる際に、そのひとの能力的な不足のみに注目し、彼において厚生が不足しているという面をみていない。それゆえ身体的な機能自体には問題がないが、その動作に伴って激しい痛みを引き起こすような障害は、ドゥウォーキンにとっては補償の対象にはならないことになる。したがって高価な趣味であっても「その保持者が持つことを望まないもの」[Dworkin 1981:302] は障害と見なすべきだとドゥウォーキンは考えているが、その趣味が（満たされない場合に）そのひとに「痛みを引き起こす」という理由で、それを障害に分類することが彼にはできない[Cohen 1989:926]。それゆえドゥウォーキンの理論においては《例2》の寒がりなDさんがその性質を自分のものとして受け入れている場合、彼に補償する根拠がなくなるのである。

¹³ この「仮想的保険市場メカニズム」についての詳しい説明は [高増 1999:165ff] を参照。

5 厚生への平等 再批判

アーネスンとコーエンは共に、「高価な趣味」から生じる不利益とは単に選好に起因する不利益であるのだから補償の対象ではないとするドゥウォーキンに対して批判を提起し、それが自発的な選択の結果であるか否かに基づいて高価な趣味への補償問題を論じた。このように彼らは選好の選択や選好に対するコントロールの問題を平等主義的な関心の中核に位置づけたのである。こうした選択やコントロール条件に基づいた補償対象の分類と責任観に対して、ロールズを擁護する立場から「ノーマルな機能 (normal functioning)」¹⁴ という観点に依拠して高価な趣味の問題を論じているのが N. ダニエルズ [Daniels 1990] である。

「われわれの暮らしを他のひとよりも悪くする非選択的な選好 (unchosen preferences) は、もしそれが心理的な障害のケースに、すなわちノーマルな身体的・精神的機能 (normal functioning) からの逸脱に類比できるものでないとするれば、平等主義者の関心を喚起するものにはならない」とダニエルズは主張する [Daniels 1990:288]。ひとの精神面にダメージを与えるような選好や高価な趣味は何らかの治療 (treatment) には値する (merit) が、必ずしも何らかの (財政面での) 補償に値するわけではない、というのがアーネスンやコーエンに対するダニエルズの批判の要点である。

次の例を考えてほしい。小さな頃から冷凍食品の魚肉フライを食べさせられて成長したために、魚嫌いになってしまったひとがいる。大人になった時、彼はこれではいけないと思い、魚介類に慣れることを試みたが、魚を食べることを考えただけでも彼は気分が悪くなってしまう。このような魚介類に対する彼の嫌悪感は、少なくとも料理評論家という職業を彼に断念させることになると思われる。もしこの嫌悪感のために彼の厚生に対する機会が他の人びとの機会より減少してしまうならば、彼は平等主義に基づいて補償に対する正当な要求を行うことができるのであろうか [Daniels 1990:288]。

アーネスンやコーエンであるならば、このような彼の選好は彼の自発的な選択によって身に付けたも

のではないので、この選好に対する彼の責任は制限されるため、社会的な補償の対象とすべきだと主張するかもしれない。しかしダニエルズは、彼の状態が「ノーマルな機能からの根本的な逸脱を本当に反映している場合に限り、彼に対して何らかの手助けをすべきだ」と説いている [Daniels 1990:289]。もし彼が強迫性人格異常や病的恐怖症であり、さらに彼の魚に対する嫌悪感が己れの選好に順応することや、自然にこの選好を変更することを不可能にするような、より一般化された障害 (inability) の徴候を示しているならば、この根本的な異常を治療するための何らかの処置を提供したいとわれわれは思うだろう。しかしこのことを超えて、彼の厚生に対する機会が他の人と平等になる所まで補償を提供することに対しては、ダニエルズは異を唱えている。高価な趣味を補償の対象とすべきか否かにおいて問われるべきことは、実際に自発的な選択があったのかどうかではなく、そのような選好を形成し修正するための「根本的な能力 (underlying capacity)」が彼に備わっているかどうかなのである。非選択的な趣味であるから、またはこの趣味は選択されたものではないからという事実ではなく、むしろ根本的な精神的または情緒的な障害が彼において存在していることが、われわれに補償の要求を生じさせるのである [Daniels 1990:290]。

このダニエルズの主張の背景にはロールズと同様に、人びとの自由と自律に対するリベラルな尊重がある。もし実際に選択されたのでない選好がある人が保有している時、厚生や利益に対する機会の平等を修正するために彼の人生に干渉するならば、非常に強制的な仕方でも彼の自律を侵害することになってしまうが、このような事態は避けるべきだと彼は考えているのである。われわれが配慮すべきことは、通常の仕方でも自分の人生計画を形成し修正することを不可能にする根本的な障害や機能不全が存在しているか否かであり、人びとに保証する必要があるのは高価な趣味に対する補償ではなく、自分の人生計画に対して責任を持つことができる「道徳的な能力」なのである。

¹⁴ この「ノーマルな機能」とは A. センの「ケイパビリティ理論」を敷衍したものである。しかし、ダニエルズはセンのケイパビリティ理論のように人間の包括的な機能集合の平等化を唱えているのではなく、ヘルス・ケアのニード面における「機能のノーマルな範囲 (normal range of functioning)」を定めることを試みている。したがって社会参加などの (センの意味での) 機能は基本的ケイパビリティ (basic capabilities) としてではなく、社会的基財として捉えられるべきだと主張している [Daniels 1990:283ff]。

6 実践的平等

これまで「高価な趣味」に対する責任と補償について現代の平等主義者がどのように論じているのかをみてきた。彼らにおいて問題となっているのは選択不可能な対象とは何であるのか、すなわちそのひとのコントロール下でない事態とは何であるのか、ということであった。ドゥウォーキンを選択しうるものとして「人格」を、選択できないものとして「環境」という区別を設けている。またコーエンは選択できない事柄を「過酷な運」とし、選択は有無の問題ではなく、程度の問題であることを提起した。ではこの「選択できない事柄」とは具体的にはどのような事態を指しているのだろうか。この点に注目し、実践的な平等論を展開しているのが J.E. ローマー [Roemer 1996] である。

ローマーの平等論とは、人びとが「同等の責任」を果たしているならば、彼らは同一の（または平等な）取り扱いを受けなければならないというものである。このことを彼は「Xに対する機会の平等が達成されるのは、同等の責任を果たした全ての人びとにとってXの価値が、環境に関わりなく、等しいときである」[Roemer 1996:181] として示している。この「同等の責任」とはもちろん「同一の責任」を意味してはいない。人びとが置かれている異なった環境によって、彼らが果たしうる責任の程度は左右されるからである。しかし、人びとの環境を考慮に入れるとき、人びとの果たした責任の程度が「同等である」と判定することはできる [Roemer 1996:182]。この平等論を、喫煙による肺癌の治療のための医療費を社会はどの程度個人に支給すべきかを例にとって、考察してみたい。

ローマーは人びとが喫煙をした年数における変量 (variations) は彼らのコントロールを超えた「環境」と彼らが責任を負う「選択」とに帰しうると考えている。人びとの喫煙行動を決定するにあたって重要と思われる環境として、そのひとの職業、民族性、ジェンダー、収入の水準、両親の喫煙行動を彼は挙

げている [Roemer 1996:182]。この指標 (characteristics) に基づいて人びとは諸タイプに分類され、各タイプはこの五つの指標においてほぼ同じ数値を有している人びとから構成されるようにする。このように分類してみると、各タイプの内部において、喫煙行動の一つの範囲が存在し、また喫煙年数の中央数 (median number) は各タイプにおいて変化することがわかる。

異なったタイプに属する二人のひとを比較してみる。彼らは喫煙年数において各タイプの分布における中間に位置している。彼らは「同一の責任」を果たしたとはいえないが、彼らの属しているタイプを考慮に入れると、「同等の責任」を果たしているとはいえる。このような場合、これら二人の人びとは、彼らが被った害 (肺癌) に関して社会によって平等に補償されるべきこととなる。では、ひとりの肺癌患者は60歳、白人、女性、大学の教授であり、彼女の両親は彼女が7歳の時喫煙を止めた。彼女は8年という彼女が属するタイプにおける中間年の期間喫煙をした、と想定してみよう。そしてもう一方の肺癌患者は、彼女と同年で、黒人、男性の鉄鋼労働者であり、彼の両親は二人とも立て続けにタバコを吸う人 (chain smoker) であった。彼は25年間喫煙していたが、これは彼が属するタイプでは中間の年数である。ローマーはこのようなケースに関して次のように述べている。「彼ら二人は同一の社会的な補償を受け取るべきであり、もし教授の全ての医療費が社会によって賄われるなら、このことは同様に鉄鋼労働者にも当てはめるべきだ」と [Roemer 1996:183]。

選好に対して責任を負わせるドゥウォーキンであれば、8年間よりも17年も長くタバコを吸い続けたひとに対して、より多くの治療費の支払いを要求するだろう。したがって彼であるならば鉄鋼労働者と教授に対して同じ割合の治療費を社会が支払うことに反対すると思われる¹⁵。

¹⁵ またローマーは南アフリカ共和国の白人の子供の例についても論じている。この子供は大部分は黒人の搾取に帰しうる恩恵と共に成長し、それゆえアパルトヘイト後の体制における黒人の子供よりも高価な趣味を持ってしまった。彼は自分の趣味に対して責任を負うことができないゆえに、より多くの収入を彼に対して補償すべきだろうか、と。このような場合、白人の子供は黒人の子供よりも物質的によりよい状態にするような社会政策が採られるべきだとローマーは述べている。なぜならもし白人の子が物質的に黒人の子と同じ状態に置かれるならば、彼らは物質的な苦痛を被るかもしれないからである。しかしこのような状況における最良の社会政策が白人を黒人よりも物質的により良くする事であるとしても、おそらくこの政策は黒人の地位の改善のために、今までよりもより高いレベルの教育を彼らが選択できるように、白人に対してよりもより多くの教育に対する助成金を黒人に給付することを含むであろう、とローマーは主張している [Roemer 1996:194]。

ローマーの平等論は、色々な度合いで同じ行為を行うことができ、かつ、求められている行為をしないにつれて害を被るリスクが高まるというケースに適用しうるものである [Roemer 1996:195]。このような行為をするにあたって、ひとは個人的なコストを支払うことになるが、害を被った人びとにどの程度補償するかを社会が決定しなければならないとき、この要求されている行為を当事者はどれほ

ど行っていたのかがその判断材料となる。肺癌に対する治療費のケースにあっては、当事者がどれほど「禁煙」を試みたのかが社会的な補償の判断材料となる。しかしこのような責任を果たしうる度合いはそのひとが置かれている環境によって影響を被るため、このことを考慮に入れた上で、人びとの平等な取り扱いを考察しなければならない、とローマーは主張しているのである。

7 結論

平等主義者は何を平等にすべきかを問うが、このことは同時にひとは何に対して責任を負うべきかを問うていることにもなることが、今までの論述から理解できるだろう。

ロールズは社会的な基本財、ドゥウォーキンに包括的な資源、アーネソンは厚生への機会、コーエンは利益へのアクセス、ダニエルズはノーマルな機能、ローマーは同等の責任を果たした上での機会の価値¹⁶を、平等化すべき対象として提示している。彼らはこれらの結果 (outcome) としての保有が各人において平等であることを目指しているのではなく、アーネソンに特徴的なように、これらに対する機会 (opportunity) を平等化すべき対象とみなしている。したがって、どのような機会や手段 (means) が与えられるなら、人びとは望ましい生を送ることができるようになるのかということを彼らは考察しているわけである。それゆえ結果に影響を与える人びとの行為を「そのひとのコントロールを超えた環境によって引き起こされたものと、彼個人に責任があるものとの間に区別を付ける」 [Roemer 1996:179] ことが大きな問題となる。

ローマーが指摘しているように、ドゥウォーキン、アーネソン、コーエンの三者は特に「社会は、人びとのコントロールを超えた原因から帰結した不幸な結果に対しては補償すべきであるが、人びとのコントロールの範囲内にある原因から帰結した結果に対しては補償すべきではなく、人びとはその結果に個人的な責任を負わなければならない」 [Roemer

1996:179f] という責任倫理を採用している。

本稿では「高価な趣味」を中心にして補償と責任の問題を扱ってきたが、ドゥウォーキンは選好を、それを形成した要因がそのひとのコントロールの範囲内にあったかどうかに関わらず、それが個人の人格に属する選好である限りは責任を負うべき対象として扱っている (第二節)。これに対してアーネソンは、ドゥウォーキンの資源と選好という区分は責任において問題となる論点を把握するための概念的に正しい区分ではないという批判を提起した (第三節)。区別されるべきは機会と結果であり、ひとは自分に与えられている機会には責任はないが、この機会を用いて生来せしめた結果に対しては責任を有すとアーネソンは論じている。したがって、自分が今保有している選好であっても、それが単に選好であるからという理由だけで、完全に責任を負うべきであると彼は考えるのではない。人びとの選択の結果が適切であるためには、厚生に対する機会が平等化されなければならないのである。さらにコーエンは利益に対するアクセスの平等を要求するが (第四節)、「機会」よりも「アクセス」というタームを彼が好むのは、機会にあっては排除されているパーソナルな能力の面をアクセスは含むと考えているからである。利益に対するアクセスの平等とは、ひとの自由にならない事柄 (過酷な運) の影響によって利益に対する乏しい見込み (shot) しか持っていない人びとに補償をすることを通じて、全ての人びとに利益への平等な機会 (shot) を与えることを意味し

¹⁶ ローマー自身はこのような発言をしていない。この論文 [Roemer 1996] での彼の目的は「平等主義的な立案者によって現実的な社会制度に適用されるべき倫理を明確化」することにあり、適切な平等化の対象 (equalisandum) とは何であるかを問うことにはない [Roemer 1996:180]。

¹⁷ [Roemer 1996:180f] を参照。コーエンはセンを批判している論文 [Cohen 1993] の結論部において、「利益に対する平等なアクセスは、異なった利益は当事者の純粋な選択を真に反映したものでなければ不正であるという観念によって動機づけられている。…… [しかし] この観念は純粋な選択というものが現実存在していることを意味してはいない。そうではなく、この観念が意味していることは、もし純粋な選択というものが存在しないならば、——なぜなら、たとえば『硬い決定論』は真実であるので—— [個人間で] すべての異なった利益は不正である、ということである」 [Cohen 1993:28] という度を超した平等論を主張するまでに至っている。

ている¹⁷。

平等主義者達の主張の背景には、全てのひとには共通な人間本性の核心が存在するという見解がある。また、ひとは本来自分の行為に対して他の人と同程度の責任を果たす同じ能力を有していると彼らは考えている。それゆえ責任を行使するうえで差がでてくるのは、ひとつは人びとのコントロールが及ばない、彼らが置かれている「環境」に原因があり、もうひとつは他の人との「努力における差異 (try harder than others)」[Roemer 1996:195]に原因があると想定されているわけである。この点に関しては各論者は合意していると思われる。したがって問題となるのは、このような環境とは何であり、さらにはこの環境が、努力するという人びとの意欲にどれほどの影響を与えているかを定義することにあるが、この点に関して各論者間で不一致が存在するのである。

「高価な趣味」の問題は平等論においてトリビアな事例であると思われるかもしれない。しかし多様な生き方を追求することが個人に許容され、(形式上は)可能とされている今日にあって、この問題を論じることによって提起された観点から考察し直してみなければならない事柄は少なくない。医療の場に関心を絞ってみると、病気や疾病が患者にはど

うすることもできなかった貧困や先天的な疾患を原因としている場合のみならず、そのひとの選択の結果としての高価な趣味を原因としている場合 (e.g. 生活習慣病) であっても、その治療費は本人が全額負担すべきものとして彼や彼女に課せられるのではなく、政府からも支給が行われている。したがって、障害にあってはその治療費を補償するが、選好や趣味から生じた不利益には個人が責任を負わなければならない、と一概にわれわれの社会は判断を下しているわけではないことになる。さらに、高価な趣味から生じる不利益に対して、それを自発的に選択したかそれとも過酷な運によって身に付けてしまったのかを問わずに、この国は一律に補償しているように見えるが、その根拠は何処に置かれているのだろうか。ひとに生じた不利益の原因を問わないというこのような医療制度は、ある意味では望ましいものかもしれない。しかし、この不利益に対する中立性 (indifference) が哲学的に基礎づけられなければ、医療を含むあらゆる事柄に関する自己責任が唱道されている今日、この中立性はその存立が危ぶまれることになるだろう。本稿の眼目は不利益に関するこのような中立性の根拠を (賛成するにせよ、反対するにせよ) 問い直すための手掛かりを提示することにあった¹⁸。

¹⁸ 今回は本文ではセンを扱うことができなかったが、センは「高価な趣味」の問題を [Sen 1985] で扱っている。彼は障害を持つ者 (disabled person) と高価な趣味を持つ者 (expensive-taste person) との重要な差異を次のように示している。「高価な趣味を持つ者は普通の人がおこなえる大部分の事をおこなえるし、困難があるのは満足や充足の達成という面においてのみであろう。一方、障害を持つ者は活動性のさらに広い範囲において不利な条件に置かれているのである。……[高価な趣味を持つ者は] 風変わりな食料を得られないとき不幸であるかもしれないが、このことは満足できないことを除けば、他の人びとができる普通のことができないということを何も示してはいない。対照的に、障害を持つ者が被っている剥奪は、多くの全く普通の事柄をおこなうことができないという彼の不能に関連しているのである。……彼の『あること (being)』において被っている不利益は [高価な趣味を持つ者のように] 効用の観点からは決して判断されるべきはないのである」[Sen 1985:197]。しかし私の見解では、センの理論にあっては「高価な趣味」の問題はひとの「エージェンシーの相 (the agency aspect)」[Sen 1995:ch.4] から考察されなければならない対象であると思われる。この点については他の論叢で取り上げたい。

文献表 (欧文)

- Arrow, K.J. 1973.** “ Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls’s Theory of Justice ”, *The Journal of Philosophy*, Vol.70, pp.245-263. (邦訳) K・J・アロー「ロールズの「公正原理」について—序数論的功利主義の立場から」(編集部訳)『季刊現代経済』12号, 日本経済新聞社, 1974年。
- Arneson, R.J. 1989.** “ Equality and Equal Opportunity for Welfare ”, *Philosophical Studies*, Vol.56, pp.77-93.
- Cohen, G.A. 1989.** “ On the Currency of Egalitarian Justice ”, *Ethics*, Vol.99:4, pp.906-944.
- **1993.** “ Equality of What? On Welfare, Goods, and Capabilities ”, in Nussbaum and Sen (eds.) *The Quality of Life*, Oxford University Press, pp.9-29.
- Daniels, N. 1990.** “ Equality of What: Welfare, Resources, or Capabilities ? ”, *Philosophical and Phenomenological Research*, Vol.50:Supplement, pp.273-296.
- Dworkin, R. 1981.** “ What is Equality ? : Part I & II ”, *Philosophy and Public Affairs*, Vol.10, pp.185-246; 283-345.
- Rawls, J. 1971.** *A Theory of Justice*, Harvard University Press. (邦訳) J・ロールズ『正義論』矢島監鈞次監訳, 紀伊國屋書店, 1979年。
- **1982.** “ Social Unity and Primary Goods ”, in Sen and Williams (eds.) *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press, pp.159-185.
- **1996.** *Political Liberalism*, paperback edition, Columbia University Press.
- **1999.** *Collected Papers*, Harvard University Press.
- Roemer, J.E. 1996.** *Egalitarian Perspectives: Essays in Philosophical Economics*, paperback edition, Cambridge University Press.
- Scanlon, T.M. 1986.** “ Equality of Resources and Equality of Welfare: A Forced Marriage ? ”, *Ethics*, Vol.97:4, pp.111-118.
- Sen, A.K. 1985.** “ Well-being, Agency and Freedom ”, *The Journal of Philosophy*, Vol.82, pp.169-221.
- **1996.** *Inequality Reexamined*, paperback edition, Harvard University Press.(邦訳) A・セン『不平等の再検討』池本幸生他訳, 岩波書店, 1999年。

文献表 (邦文)

- 川本隆史 1997.** 『ロールズ —正義の原理』, 講談社。
- 高増明・松井暁編 1999.** 『アナリティカル・マルキシズム』, ナカニシヤ出版。
- 竹内章朗 1996.** 「平等の構想に向けて 第一部」, 『岐阜大学教養部研究報告』第34号。
付記、本稿は平成十一年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。